

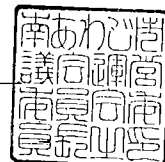
発委第3号

平成29年12月22日

南あわじ市議会議長 廣内孝次様

提出者

議会運営委員会委員長 小島



南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2  
項の規定により提出します。

南あわじ市条例第 号

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年南あわじ市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項の表 6 月 1 日の項及び 12 月 1 日の項を次のように改める。

6 月 1 日	100 分の 212.5	100 分の 170	100 分の 127.5	100 分の 63.75
12 月 1 日	100 分の 227.5	100 分の 182	100 分の 136.5	100 分の 68.25

附則に次の 1 項を加える。

(平成 29 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 6 平成 29 年 12 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項の表 12 月 1 日の項中「100 分の 227.5」とあるのは「100 分の 232.5」と、「100 分の 182」とあるのは「100 分の 186」と、「100 分の 136.5」とあるのは「100 分の 139.5」と、「100 分の 68.25」とあるのは「100 分の 69.75」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定(次項において「改正後の条例の規定」という。)は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																																						
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="197 719 1032 954"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6箇月</th> <th>5箇月以上6箇月未満</th> <th>3箇月以上5箇月未満</th> <th>3箇月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の207.5</td> <td>100分の166</td> <td>100分の124.5</td> <td>100分の62.25</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>100分の222.5</td> <td>100分の178</td> <td>100分の133.5</td> <td>100分の66.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p>	基準日	在職期間				6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満	3箇月未満	6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25	12月1日	100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1064 719 1899 954"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6箇月</th> <th>5箇月以上6箇月未満</th> <th>3箇月以上5箇月未満</th> <th>3箇月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の212.5</td> <td>100分の170</td> <td>100分の127.5</td> <td>100分の63.75</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>100分の227.5</td> <td>100分の182</td> <td>100分の136.5</td> <td>100分の68.25</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p><u>(平成29年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>6 <u>平成29年12月に支給する期末手当に関する第5条第3項の規定の適用については、同項の表12月1日の項中「100分の227.5」とあるのは「100分の232.5」と、「100分の182」とあるのは「100分の186」と、「100分の136.5」とあるのは「100分の139.5」と、「100分の68.25」とあるのは「100分の69.75」とする。</u></p>	基準日	在職期間				6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満	3箇月未満	6月1日	100分の212.5	100分の170	100分の127.5	100分の63.75	12月1日	100分の227.5	100分の182	100分の136.5	100分の68.25	
基準日		在職期間																																						
	6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満	3箇月未満																																				
6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25																																				
12月1日	100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75																																				
基準日	在職期間																																							
	6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満	3箇月未満																																				
6月1日	100分の212.5	100分の170	100分の127.5	100分の63.75																																				
12月1日	100分の227.5	100分の182	100分の136.5	100分の68.25																																				

## 提出の理由

この条例の一部改正は、人事院勧告に準拠し、期末勤勉手当を引き上げようとする特別職及び一般職と同様、議員についても期末手当の引き上げを行うため、所要の改正を行うものです。

その内容は、期末手当を年間で0.1月引き上げるものであり、6月に支給される期末手当について2.075月から2.125月に、また、12月に支給される期末手当を2.225月から2.275月に引き上げようとするものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からとし、改正後の条例の規定は、平成29年12月1日から適用するものです。